

公益財団法人東京都区市町村振興協会事務局規程

〔平成22年4月9日〕
規程第3号

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人東京都区市町村振興協会（以下「この法人」という。）定款第40条第5項の規定に基づき、この法人の事務局の組織について必要な事項を定め、事務局の健全な運営を図ることを目的とする。

（職制）

第2条 事務局に事務局長を置く。

2 前項に定めるもののほか、第4条、第5条及び第6条の事務を分掌させるため、事務局次長、副参事、出納役及び職員を置く。

（職務）

第3条 事務局長は、理事長及び常務理事の命をうけて、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長の命を受け、事務局の事務をつかさどり、副参事、出納役及び職員を指揮監督する。

3 副参事は、第4条及び第5条の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

4 出納役は、第6条の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

5 職員は、上司の命をうけて、命じられた事務を処理する。

（総務担当の分掌事項）

第4条 総務担当職員は、次の事務を行う。

- （1）法人の運営に関すること。
- （2）評議員会、理事会その他の会議に関すること。
- （3）定款の改正、その他諸規程の制定及び改廃に関すること。
- （4）職員の人事、旅費に関すること。
- （5）事業計画、予算及び決算に関すること。
- （6）収入及び支出に関すること。
- （7）契約に関すること。
- （8）文書の収受、発送及び保存に関すること。
- （9）情報公開に関すること。
- （10）前各号に掲げるもののほか、事務局の所掌事務で他の担当の所掌に属しないこと。

（業務担当の分掌事項）

第5条 業務担当職員は、次の事務を行う。

- (1) 資金貸付事業に関する事。
- (2) 市町村振興宝くじの交付金の区市町村への交付に関する事。
- (3) 区市町村振興共同事業助成に関する事。
- (4) 区市町村振興情報提供事業に関する事。

(出納担当の分掌事項)

第6条 出納担当職員は、次の事務を行う。

- (1) 資金運用に関する事。
- (2) 現金、預金、有価証券及び物品の出納に関する事。
- (3) 財産管理に関する事。
- (4) 資金計画の策定及び資金調達に関する事。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人東京都区市町村振興協会の設立の登記の日（平成22年4月1日）から施行する。